



部活動改革だより

No. 3

・柴田町教育委員会の地域移行に向けた動き

(No.1、No.2 町ホームページ参照)

令和6年4月16日発行

柴田町教育委員会 スポーツ振興課・教育総務課・生涯学習課

文部科学省では、少子化による生徒数の減少や教員の働き方改革を踏まえ、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」として、公立中学校の部活動を地域クラブ活動（スポーツ・文化）へと段階的に移行する方針を示しました。

宮城県も国と同様に、持続可能な環境づくりのため地域の実情に応じて体制整備を行い、できることから地域移行を進めていけるようガイドラインを策定しました。

◎学校部活動と地域クラブ活動の整理

区 分	学校部活動	地域クラブ活動
運 営	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体
指導者	教員・部活動指導員	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会施設・学校施設
活動単位	学校単位	同じ学校に限らない
保 険	日本スポーツ振興センター	民間の保険
法的な区分	学校教育法	社会教育法

(宮城県教育庁参考資料)

【柴田町教育委員会のこれまで取り組み】

(1) 部活動調整会議

- ①町教育委員会内による会議の開催（令和4年度から令和5年度 計9回）
- ②国・県の方針等の内容把握
- ③アンケートの実施（町内中学校の生徒及び保護者）
- ④学校部活動の実態や生徒及び保護者のニーズの把握

(2) 学校部活動地域移行検討協議会

- ①町内中学校長や保護者代表を含む有識者10名で構成する会議の開催（令和5年度 3回）
- ②アンケートの実施（町内中学校教員、部活動指導員、スポーツ団体指導者）
- ③部活動地域移行に向けての指導者等の実態把握
- ④地域移行への課題などを抽出し、課題対応策としての助言の提言

(3) 令和6年度の取り組み

- ①「(仮称)柴田町学校部活動地域移行推進計画」の策定
(令和5年度の検討協議会委員からの「報告書(助言)【裏面】」を参考とする)
- ②指導者等の準備が整った種目から地域クラブ活動へ移行する

柴田町学校部活動地域移行検討協議会からの助言



1 運営や実施団体の整備

- ①中学校部活動の地域移行について将来的な持続可能性を考慮し、廃部も含めた部活動の競技・種目の整理、町内の3中学校の合同部活動や近隣市町との連携等あらゆる可能性について検討すること。
- ②部活動の実施競技・種目の整理について検討するにあたっては、地域の文化・スポーツ団体と十分に情報交換を図ること。
- ③休日の活動の運営主体は、町教育委員会において行うことが望ましい。
- ④運営団体の中で実際に各競技・種目の活動（地域の文化・スポーツ活動）を実施する団体については、地域スポーツ団体（スポーツ少年団、地域文化団体等）及び民間事業者へ委託等が考えられる。
- ⑤生徒のニーズが多様化していることを踏まえ、一人が複数のスポーツや文化活動が行える（マルチスポーツ等）仕組みについても検討すること。

2 指導者の確保と質の保障

- ①指導者を確保するため、町教育委員会は必要な指導者数の把握、指導者が活動する際の条件整備、関係団体等への協力要請を行うこと。
- ②指導者の資質向上を図るため、町教育委員会は各スポーツ・文化団体や大学等との連携を図ること。
- ③休日の中学生の活動と指導者の良好なマッチングを図るため、県の「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンク」の活用や町独自の人材バンク設置について検討すること。

3 大会コンクールの見直し

- ①中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会について、クラブチーム等の参加資格に係る情報の収集に努めること。

4 費用負担の在り方

- ①地域クラブ活動の運営費用は、原則として、受益者負担とするのが望ましい。
- ②休日の部活動が地域クラブ活動へ完全移行されるまでは、公平性を保つために受益者負担が軽減されることが望ましい。
- ③町教育委員会は、地域クラブ活動の運営が持続可能に行われるよう、委託料や謝礼など必要経費をシミュレーションし、受益者負担や公費の在り方並びに減免等の措置について検討するとともに、町としての財源確保に努めること。

5 その他

- ①教育委員会は、中学校部活動の地域移行に関する生徒や保護者の理解が深まるよう丁寧な対応を行うことや、目標年度、推進計画等の進捗状況を「部活動改革だより」で町民に周知すること。